

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年2月26日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 石川隆一

- 1 契約の概要  
職員玄関電気錠交換修繕
- 2 履行（納品）場所  
横浜市港北区綱島西5丁目14-40  
横浜市立北綱島小学校
- 3 契約日  
令和6年12月23日
- 4 履行日又は履行期間  
令和7年2月20日  
※一部部品の納期が遅れたため、当初の期限より延長した。
- 5 契約金額  
238,700円
- 6 契約の相手方（名称及び所在）  
横浜市旭区都岡町39番地の4  
妙光電機株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
北綱島小学校において、職員玄関の電気錠の開閉ができなくなり、冬季休業期間中に鍵をかけられるよう、電気錠の交換修繕を実施しました。
- 8 契約の相手方の選定理由  
横浜市の有資格者名簿に登録のある会社であり、年内に迅速な対応ができることから選定しました。
- 9 所管  
横浜市立北綱島小学校